

<諏訪地方観光連盟>  
諏訪湖スマートインターチェンジ(SIC)開通に伴う  
特設 WEB サイトへの掲載施設の募集について

## 1 概要と目的

令和7年7月27日(日)の諏訪湖スマートインターチェンジ(SIC)開通に伴い、諏訪エリアへの注目度が高まることから、「諏訪エリア=諏訪の国」のブランドイメージと認知度向上のため、「ようこそ諏訪の国へ(仮称)」といった「諏訪の国」を紹介する特設 WEB サイトと専用バナーを作成します。作成した特設 WEB サイトへ遷移させるための専用バナーを諏訪エリア内の観光事業者各社(宿泊施設・レジャー施設・自治体等)の WEB サイトへ掲載し、リンクを行うことで、お互いの観光情報をお勧めし合う環境が整備でき、諏訪エリア全体で「諏訪の国」の統一的なプロモーション展開を目指します。

## 2 特集 WEB サイトの内容

「諏訪エリア=諏訪の国」の紹介及び諏訪湖 SIC から諏訪湖周辺の主要観光施設までの所要時間、ビーナスライン・ハケ岳エリアまでの距離感・周遊性、各地の観光案内所情報等を掲載することで、諏訪湖スマート IC ⇄ 霧ヶ峰ビーナスライン・ハケ岳の新観光ルートを形成します。

諏訪湖 SIC 開通に伴う特設 WEB サイト(作成途中)

<https://suwakosic.suwa-tourism.jp/>



## 3 WEB 掲載のメリット

- 貴施設をプロモーションできます。

新たに作成する WEB サイトに以下の施設情報を掲載できます。

- ・施設名
- ・施設写真
- ・施設紹介文
- ・施設 URL
- ・諏訪湖 SIC からの距離、所要時間

## 4 WEB 掲載できる対象施設

- (1) 次に掲げる条件の全てに該当する施設とします。

- ① WEB サイトの趣旨をご理解いただき、諏訪地域の魅力発信にご協力いただける諏訪 6 市町村内に住所を有する施設(飲食店、宿泊施設、観光施設、各種販売店等)であること。

- ② 貴施設ホームページに本 WEB サイトへのリンクを掲載した専用バナーを掲載すること。
- (2) 次に掲げる条件に該当する法人又は個人は、協賛施設となることができません。  
また、該当することが判明した場合、協賛施設としての資格を喪失したものとします。
- ① 本事業を円滑に遂行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 市町村民税の滞納がある者
  - ③ WEB サイト掲載申込書提出時点において、諏訪 6 市町村内で一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
  - ④ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続きの開始申し立てをしているもの又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続きの開始の申し立てをしている者。
  - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその他利益となる活動を行うもの並びに諏訪市暴力団排除条例(平成 24 年諏訪市条例第 20 号)第 6 条第 1 項に該当する場合。

## 5 掲載費用

無料

## 6 募集期間

隨時募集します。

## 7 申し込み方法

次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 諏訪湖 SIC 開通に伴う特設 WEB サイト掲載申込書
- (2) 貴施設の画像(2~3 枚) ※画像はメールにてお送りください

## 8 申込先・お問い合わせ先

諏訪地方観光連盟(諏訪市役所観光課内)

〒392-8511 諏訪市高島一丁目 22 番 30 号

電話 0266-52-4141(内線:421)

メール kankou@city.suwa.lg.jp